



室	段	位	席		
73	5	70			

無番号資料

NO 20-2 第22回国連婦人の地位委員会

決 議 集

1969年2月

労働省婦人少年局

国連婦人の地位委員会について

婦人の地位委員会は、国際連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の原則を国際的問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や研究を世界的規模で行ない、確実な資料を提供し、各国における政策や啓発活動を促進することを目的としている。

1945年サンフランシスコ会議において国際連合の中に婦人の地位を取扱う機関を設ける旨の提案が承認され、これにもとづいて1946年、経済社会理事会は、15カ国の委員をもって構成（任期3年、毎年 $\frac{1}{3}$ 改選）する委員会の設置を決定した。1947年第1回会議を開催、以来1964年に休会したほかは毎年1回会議が開かれてきた。

委員国数は、1951年に3カ国、1961年に3カ国、さらに1966年に11カ国が追加され、現在は32カ国の構成となっている。

わが国としては、1950年の第4回会議に非公式オブザーバーが出席したのをはじめとして数次にわたりオブザーバーが出席した。1956年末の日本の国連加盟を機として委員会に立候補し、1958年から1963年までの2期にわたり谷野婦人少年局長を代表として委員国をつとめた。その後2年間は参加をとりやめたが1965年3月の改選にあたり立候補し当選、1966年1月以降再び委員会に加わり、さらに1967年5月の改選を経て、現在は1968年から3年間の任期中である。1966年以来引続き津田塾大学学長藤田たき氏が委員に任命されているが、1968年の第21回及び1969年の第22回会議にはNHK解説委員縫田藤子氏が代理として出席した。

国連婦人の地位委員会第22回^会議

会議の期間	1969年1月27日～2月12日
会議の場所	ニューヨーク
委員国	オーストラリア、ボツワナ、白ロシア、チリ、コスタリカ、キプロス、ドミニカ、フランス、ガーナ、ガテマラ、ギニア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、リベリア、マダガスカル、マレーシア、モロッコ、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ルーマニア、スペイン、チュニジア、トルコ、ソ連、アラブ連合、英国、米国

(32カ国)

議 題

- 1 役員選挙
- 2 議題の採択
- 3 婦人の政治的権利
 - a 政治的権利の分野における進歩の実績
 - b 信託統治地域及び非自治領における婦人の地位
- 4 外国の経済活動が資本受入国における婦人の生活に及ぼす影響
- 5 緊急時及び解放戦争の際の婦人及び子どもの保護
- 6 婦人に対する差別撤廃宣言の実施
- 7 婦人の進歩のための統一的長期計画及びこの分野における国連援助
 - a 国の経済、社会開発への婦人参加
 - b 地域開発への婦人の参加
- 8 事業計画の検討と優先審議事項の設定、文書作成の統制と制限
- 9 婦人の経済的権利及び機会
 - a 婦人の雇用に関するILOの活動
 - b 同一労働同一賃金
- 10 私法上の婦人の地位
 - a 婚姻の同意、最低年令及び登録に関する勧告の実施
- 11 婦人の教育の機会
 - a 婦人にとくに関係あるユネスコの活動
 - b 男女共学
- 12 人権の分野における助言的事業
- 13 人権に関する定期報告
- 14 国際連合組織外の政府間団体との協力：全米婦人委員会の報告
- 15 婦人の地位に関する通信
- 16 経済社会理事会に対する委員会第22回会議の報告

決 議 婦人の政治的権利

婦人の地位委員会は、
婦人の政治的権利の完全な活用の重要性を認め、
この分野における一層の進歩の必要を認め、
婦人の政治的権利の問題が、今後も研究と検討を要することを考慮し、
婦人の政治的権利に関する経済社会理事会決議 9 6 1 E (X X X V I) 並びに 1 1 8 2 (X L I) を想起し、

婦人の地位委員会第 2 2 回会議のために作成された婦人の政治的権利に関する事務総長報告書 (A / 7 1 9 7) を謝意をもって注目し、

数カ国政府が婦人参政権条約実施に関する詳細な情報を同報告書に提供したことを興味深く注目し、

事務総長が、加盟国政府に対し、婦人参政権条約実施に関する今後の報告に、国会議員、政府高官、司法官、外交官に選出あるいは任命された婦人の数と割合を含めたより完全な情報の提供を求めるよう要請する。

決 議 信託統治地域及び非自治領における婦人の地位

婦人の地位委員会は、

事務総長が、関係諸国政府から受取った情報ならびに、信託統治理事会および「植民地及び人民への独立賦与宣言の実施状況に関する特別委員会」の報告書と記録にもとづいて、非自治領及び信託統治地域における婦人の地位に関する情報の報告書を提出するよう要請した委員会第 2 1 回会議の決議 1 (X X I) を想起し、

婦人の市民・政治教育に関する経済社会理事会決議 1 0 6 7 A (X X X I X) をも想起し、

- 1 事務総長が資料 E / C N . 6 / 5 0 9 で有益な報告をなされたことに謝意を表明する。
- 2 同報告にあげられた地域における婦人及び子どもの地位に強い関心を表明する。
- 3 事務総長が、同様の報告書を委員会に隔年に提出することを続けるよう要請する。
- 4 事務総長が婦人の市民・政治教育に関するセミナーの重要性について統治

決 議 外国の経済活動が資本受入国における婦人の生活に及ぼす影響

婦人の地位委員会第21回会議資料E/CN.6/SR.520を想起し、
1967年12月7日の総会決議2288(XXII)及び1968年2425
XXIII)に留意し、

総会決議 2288 (XXII) 及び 2425 (XXIII) に言及された特別委員会が、第 24 回総会に提出する報告の一部を外国の経済活動が資本受入国における婦人の生活に及ぼす影響のためにさき、その研究を婦人の地位委員会第 28 回会議に提出するよう要請する。

武力衝突の拡大と継続が、占領地域及び戦争により荒された地域の婦人や子どもに、特に悲惨な生活条件を生み出し、国際連合が目的とするものの成就をますます遅らせていることを確信し、

婦人が国家的、国際的公事の遂行を引きうけるべき責任が増大していることを確信し、

- A —

及び 2444 (XXIII) に注目する。

- 2 占領地域及び戦争によって荒された地域、或いは天災にみまわれた地域に、一層多くの婦人が国際赤十字委員会から諮問を受け、代表団として派遣されるよう希望を表明する。
- 3 世界のすべての婦人が、家庭内及び社会において平和と正義の確立に、そして武力衝突の解決を見出すために努力するよう厳しゅうに訴える。
- 4 国連、国際赤十字委員会及びユニセフは武力衝突や占領の間の非人道的行為からの婦人および子どもの保護に以前にもまして留意し、これらの婦人及び子ども並びに天災にみまわれた地域の婦人や子どもにより大きな援助を与えるよう勧告する。
- 5 事務総長がとくに国連の公文書及び国際赤十字委員会並びにユニセフの報告中の情報に基き、この決議の本文第 1 節に言及された地域の婦人や子どもの状態に関する報告を、委員会第 23 回会議に提出するよう要請する。

決 議 婦人に対する差別撤廃宣言の実施

婦人の地位委員会は

婦人に対する差別撤廃宣言の実施に関する経済社会理事会決議 1325 (XLI V) 及びテヘランで開かれた国際人権会議の決議 IX を想起し、

資料 E/CN.6/517 の婦人に対する差別撤廃宣言の実施に関する事務総長報告に注目し、

婦人に対する差別撤廃宣言の原則の実施は、婦人の進歩に関する国連の統一的長期計画の不可欠の部分を形成すべきことを強調し、

婦人の諸権利は、法制上と事実上の間に、まだ間隙が存在することを認め、宣言の完全実施と、その成就のためとらるべき措置の必要性を確信し、

婦人が夫々の国の経済社会開発に現在どの程度寄与し、また、将来どの程度寄与すべきかについて一般に周知させるために、マスメディアが果す欠くべからざる役割を認め、

- 1 加盟国政府が婦人に対する差別撤廃宣言の諸原則にてらして、国内法を改正する可能性の検討を続けるよう要請する。

- 2 次のことを事務総長に要請する

(a) 宣言の実施をより広く周知させるため、また一般に、夫々の目的に合った効果的な情報運動により、国の政治、経済、社会生活への婦人の参加を促進するため、利用できる資金をより多くさくこと。

- (i) そのような広範な広報を文書によるだけでなく特にではなくても、天々のケースで、記録となる個々の聴視者の社会経済的、文化的特質を考慮して準備された視聴覚材料の形で与えること。
 - (c) これらの活動に関する報告を委員会第 23 回会議に提出すること。
- 3 さらに以下のことを事務総長に要請する。
- (a) 婦人に対する差別撤廃宣言の実施に関する情報をまだ提供していない政府にこれを求めること
 - (b) 受けとったすべての回答を、資料 E/CN.6/517 の現報告への追加の形で、婦人の地位委員会第 23 回会議に提出すること。

決 議 婦人の進歩のための統一的長期計画及びこの分野における国連援助

婦人の地位委員会は

人類の進歩は、婦人の地位の真の向上なしには満足すべきものではありませんことを信じ、

婦人が国の経済、社会開発になしうる寄与は、決定的に重要なものであることを認め、

どの国も婦人の参加なしには十分な開発をなしとげることにはできないことを信じ、

婦人の諸権利を促進する手段に関する国際人権会議の決議 I X に留意し、
婦人自身が国の経済社会開発への寄与の重要性を十分認識すべきことを考慮し、

- 1 婦人の地位委員会第 23 回会議の議題に、婦人の進歩のための統一的長期計画及びこの分野における国連援助の一部として“国の経済、社会開発への婦人の参加”の小項目の下に、“婦人が社会の利益のため無報酬で働くための一手段としての婦人の奉仕活動”と題する新しい一項目を押入するよう要請する。
- 2 事務総長が、国の経済・社会開発における婦人の参加を推進する手段としての婦人の奉仕活動を組織している加盟国政府に対し、この点の経験に関する情報の提供を要請するよう促す。
- 3 事務総長が、受理した情報にもとづく報告を、できれば、委員会第 23 回会議に提出するよう準備することを要請する。

決 議 婦人の進歩のための統一的長期計画及びこの分野における国連援助

婦人の地位委員会は、

国の経済・社会開発における婦人の役割に関する質問書への各国政府の回答

の分析を収録した事務総長報告（E/CN.6/513とAdd.1-6）並びに地域開発に関する事務総長報告（E/CN.6/473.E/CN.6/514とAdd.1-2）を、謝意をもって審議し、

これらの報告が、婦人の進歩のための統一的長期計画及びこの分野における国連援助に関する委員会の審議に有用な情報を提供していることを認め、

- 1 事務総長が国の経済・社会開発における婦人の役割及び地域開発に関する上記報告を各国政府から受理する追加回答にてらして修正するよう要請する。
- 2 事務総長が、これらの改訂報告書を民間団体、国連セミナー及び国の経済社会開発、地域開発における婦人の役割に関する他の関係活動で使用するのに適当な形で発行する可能性を検討するよう、さらに要請する。

決 議 婦人の進歩のための統一的長期計画及びこの分野における国連援助

地域開発における婦人の参加

婦人の地位委員会は、

地域開発は計画並びに接近の一つの形として、婦人が国の経済・社会開発にさらに貢献することを促すものであることを考慮し、

地域開発計画における婦人の役割の重要性を認め、

婦人の地位の向上に対する地域開発の可能性がまだ十分には、開発されていないことを考え、

国家規模の地域開発計画を実行している多くの国が、地域開発の中で婦人の参加を促進するような計画を未だ組織的に確立していないことを考え、

婦人が国の開発のための人的資源として大きな未開発の可能性をもっていることを信じ、

人権の分野における助言的事業の国連計画の下で、経済・社会分野における婦人の地位の向上と地域開発計画への婦人参加の増大という二重の目的をもつ計画が、1968年にはじめて企てられたことに注目し、

さらに、地域開発の分野における諸活動が、社会開発委員会、地域経済委員会及び関係専門機関の定期事業計画を遂行していることに注目し、

- 1 事務総長及び国際労働機関（ILO）、食糧農業機関（FAO）、国連教

育科学文化機関（UNESCO）、世界保健機関（WHO）及び国連児童基金（UNICEF）の各事務局長が、技術協力計画及び人権の分野における助言的事業計画により、国の開発における婦人の参加をより拡大する計画をすすめるために多分に努力を続けるよう希望を表明する。

- 2 人権の分野における助言的事業の国連計画と他の技術協力計画の下で、社会開発局及び国連の専門機関と協力して、国の開発に婦人を参加させ、また、婦人の地位を向上させる一方法として一連のセミナーが、地域開発計画に対する婦人の寄与の性質や程度、婦人の地位が地域開発を通じて向上する方法及び、この分野における婦人の寄与の範囲と内容を増大させる方法に特に重点をおいて、計画されるよう勧告する。
- 3 加盟国が事務総長に対し、人権の分野における助言的事業に、地域開発のような計画により婦人の地位の向上と国の開発への婦人の参加の増大という二重の目的をもつ計画を数多く含めるよう要請することを、さらに勧告する。
- 4 事務総長が上記セミナーや技術協力計画と同様の目的で、数カ国を選んで一連の事例研究の開始を考えるよう要請する。
- 5 加盟国が今会期に事務総長より提出された報告を検討し、追加情報、特に婦人が効果的役割を果たしている地域開発の分野における特別計画や事業に関する情報を提供するよう勧告する。
- 6 次期会議で、地域開発における婦人の参加を審議することを決定する。

決 議 婦人の進歩のための統一的長期計画及びこの分野に
おける国連援助

婦人の地位委員会は、

婦人の進歩のための統一的長期計画及び国連援助に関する総会決議 1777
(XVII)、経済社会理事会決議 1133 (XLI)及び国際人権会議決議 IXに
注目し、

委員会第 22 回会議に提出されたこの問題に関する事務総長報告及びとくに、
国の経済・社会開発における婦人の役割に関する質問書に対する回答の分析 (
資料 E/CN. 6/513 と Add. 1-6) に注目し、

時間の不足から今会期ではこの問題について十分な審議ができなかったこと
を信じ、

国の経済・社会生活における婦人のより多い参加の必要性をもう 1 度強調し、

- 1 事務総長がまだ質問書に回答していない国や民間団体に、委員会第 23 回
会議に提出できるよう、なるべく早く回送するよう求めることを要請する。
- 2 婦人の進歩のための統一的長期国連計画に対するガイドラインを準備する
という、国際人権会議の決議 IX に含まれる勧告を確認する。
- 3 さらに、そのような計画を検討するにあたっては次の点が考慮されるべき
ことを信ずる。
 - (a) 地域に特有な要求について、各地域で目標を設定する際の優先の問題
 - (b) 国際的協議を要する共通の利害に関する問題の確認
 - (c) 国際的協議を計画する際の公的生活における役割に関し、婦人の間にあ
る無関心のような問題への特別の留意
 - (d) 国の経済・社会生活における婦人の幅広い参加の必要性について一般に
広報する際の、報道機関の広範な利用
 - (e) 社会における婦人の進歩に対する男性及び女性自身の中にある差別的態
度の悪影響
 - (f) とくに、あらゆる方面にのびてゆく子どもを援助するため、就学前の子
どもの教師として母親に要求される教育
 - (g) 責任ある親であるための教育

- 4 事務総長、関係専門機関、国連の国際児童基金は、地域的及び地域間の計
画をたてる際には、地域的性格をもつ問題、たとえば栄養不良及びそれが子
どもや大人の身体的福祉や精神的変化に与える影響、及び主婦の人格
的成長と地域の福利のため成人教育を自由に受けられるような実際の援助を

用意することなどに特別の注意を払うよう要請する。

- 5 さらに、事務総長が関係専門機関、国連の国際児童基金と協議し、また、地域委員会の事務局長と協力して、人権の分野における助言的事業計画を含み、かつ、そのような計画の下で既に始められた事業を考慮しながら、技術協力計画の枠内で婦人の進歩のための共同事業に関する5カ年計画を準備すること、そして、できれば委員会第23回会議にそれを提出することを要請する。
- 6 加盟国が、とくに第2次開発10年の間に、婦人が男子と同様に、国の種類の開発計画、援助要請、関係機関の技術協力計画の承認等に参画することの重要性について十分考慮するよう希望を表明する。
- 7 この問題を第23回会議において優先議題としてさらに審議することを決定する。

決 議 婦人の地位委員会会議の周期

婦人の地位委員会は、

1947年3月の経済社会理事会決議48(IV)が以下の如き委員会の機能を設定していることを想起し、

- (a) 委員会は、政治、経済、市民、社会及び教育の分野において、婦人の権利を促進することにつき、経済社会理事会に対し勧告と報告を用意する。
- (b) 男女は同一の権利を持つべきという原則を実施する目的をもって、婦人の権利の分野で直ちに措置を必要とする緊急問題につき、経済社会理事会に勧告を行ない、この勧告を実現する提案を考える。

婦人の地位委員会を毎年一回召集するよう経済社会理事会に要請することを決議した総会決議532(VI)及び婦人の地位委員会の年一回の会合の重要性に関する1964年8月15日の経済社会理事会決議を想起し、

以下の重要性を評価し、

- (a) 委員会の今後の事業のガイドラインを示した、1968年テヘランで開かれた国際人権会議で採択された決議IX
- (b) 1966年に採択された婦人の進歩のための統一的長期計画に関する、並びに、国の経済社会開発における婦人の役割についての質問書を用意することを事務総長に要請した経済社会理事会決議1133(XLI)

現在、年一回の会期で開いている機能委員会が隔年の会合を考慮するよう要請した総会決議2478(XXIII)を注意深く審議し、

委員会はとくに以下のものに関して極めて重大な局面にあると信じ、

(a) 婦人に対する差別撤廃宣言の実施

(b) 婦人の進歩のための統一的長期国連計画の準備及び実施

さらに、その目的の遂行には、現在及び今後数年間にわたって不断の努力を要するということを信じ、

今期会議では、事業計画及び優先審議事項の設定を含む多くの重要項目を十分検討する時間がなかったことを認め、

経済社会理事会が当分の間委員会の年一回の会合を、できれば総会の3カ月後に召集することを続け、また1970年に会合を予定するよう要請する。

決 議 婦人の経済的権利及び機会

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう勧告する。

経済社会理事会は、

科学の進歩やその技術の使用は、経済・社会及び文化の進歩や生活水準の改善に大きな展望を開いていることを考慮し、

科学、技術の進歩は人的資源の利用に関して多くの複雑な問題を生ぜしめていることを考慮し、

全体としての人類の進歩は、必然的に婦人の地位の改善を含み、社会の完全な開発は社会生活のすべての領域において男子と同じように、婦人の十分な参加を要求することを確信し、

一 婦人に対する差別撤廃宣言

一 (雇用及び職業についての) 差別待遇に関するILO111号条約

一 教育上の差別待遇反対に関するユネスコ条約

及び国連の諸機関のその他の決議や勧告を想起し、

さらに、科学、技術の進歩が婦人労働者の地位に及ぼす影響に関する経済社会理事会決議1328(XLIV)を想起し、

1 加盟国が経済・社会開発において男女間の差別を排除し、また、婦人の活動や可能性を十分に役立たせることを目的とする国際文書の実施を確保するための努力をつよめてゆくことを訴える。

2 職業指導計画を作成し、あらゆる段階の職業訓練の機会を婦人に与えるため、またすべての活動分野でその役割を果たすための手段を婦人に与えることを未だ行っていない国に対し、これを行うよう示唆する。

3 ILO、UNESCO のような関係専門機関及び国連のその他の機関が、加盟

国の同意のもとに、科学、技術進歩に関係ある職業に対する準備、選択、就業の機会を女子と男子の双方に与えるために必要な措置をとるよう要請する。

4. 少女や婦人が、彼らの能力を十分利用できる、資格を要する職業につくことを助長するために、すべての情報、教育機関が利用されるよう要請する。
5. 加盟国、専門機関及びすべての関係機関が婦人が低技能の仕事を含む限られた職業に向けられる結果について研究し、もし必要であれば職業指導の方法を変えることを保証するよう求める。
6. 第2次開発10年、国際教育年及び人的資源の開発及び活用のILO長期計画に対する国連、ILO及びユネスコの計画や目標において、技術進歩の中で社会・経済生活における婦人の統合に一層注意が払われるべきであることを示唆する。

決 議 婦人の経済的権利及び機会

婦人の地位委員会は

経済・社会的領域における婦人の進歩を促進するため国連や専門機関によってなされている努力の重要性を認識し、

婦人の働く権利や母性保護に関してILOがとってきた顕著な役割を認め、

ILOの政策が労働者の生活や健康の保護を確保することを目的とし、結果的に雇用、昇進、報酬の面で女子労働者を男子と等しい立場におくために、婦人に特有の労働基準及び諸条約を確立したことを考慮し、

若年労働者に関する規定は、特別な保護を与えられるべき異ったカテゴリーに入ることを考慮し、

母性保護及び家庭責任をもつ婦人労働者の保護は、婦人の生物学的、社会的機能という特殊の面を含んでいることを考慮し、

1. 1969年のILO50周年の祝典に際しILOが果した婦人労働者の権利の進展の業績に対しILOに祝賀を表明する。
2. ILO50周年に際し、次の条約を未批准の加盟国は、これを批准するよう希望を表明する。
 - ・ 同一報酬に関する1951年の100号条約
 - ・ (雇用及び職業についての)差別待遇に関する1958年の111号条約
 - ・ 母性保護に関する1952年の103号条約
 - ・ 雇用政策に関する1964年の122号条約
3. ILOが婦人労働者の進歩とその権利の保護のための仕事を続け、加盟国がこれらの条約を法制上實際上適用し、家庭責任をもつ婦人の雇用に関する

123号勧告を実施するよう希望を表明する。

- 4 事務総長が、ILOや他の関係専門機関との密接な協力の下に、教育、職業指導、訓練及び雇用への統合されたアプローチにより、婦人のより活発かつ効果的な開発への参加を促進するという観点から、経験や方法の国際交流の場をもうけることの可能性を検討するよう希望を表明する。
- 5 ILOは、雇用、昇進及び報酬に関し、女子労働者を男子と同等の立場におくという観点から、女子労働者の保護のための基準の検討をつづけるよう希望を表明する。
- 6 ILOは、労働基準の確立のための調査、研究を行なう際は、男女成人労働者の要求を考慮に入れ、また、特別の考慮を必要とする児童や障害者のような、あるカテゴリーのための事業は、それらの活動とは別のものとして行なうよう希望を表明する。
- 7 ILOの加盟国、使用者及び労働者の団体は、ILOによって組織される会合や会議に、より多くの婦人を参加させ、また、より多くの婦人がILOの組織のすべての段階で働く機会を得られるよう希望を表明する。

決 議 婦人の経済的権利及び機会

婦人の地位委員会は、

手工業の分野においてILOが払っている努力の重要性を認識し、開発途上国の婦人の、この活動分野における参加が増大していることを認め、

- 1 ILOが開発途上国における手工業の役割に関して1968年11月インドで専門家会議を開催したことに満足の意を表明する。
- 2 ILOは特に、それらの国の経済開発への婦人の参加の増大という観点から、アフリカ、ラテンアメリカ、アジアの諸国において発展する経済の中で手工業の役割に関して地域セミナーを開催する可能性を見出すよう希望を表明する。

決 議 婚姻の同意、最低年令及び登録に関する勧告の実施

婦人の地位委員会は

経済社会理事会が、次の決議を採択するよう勧告する。

経済社会理事会は

婚姻の同意、最低年令及び登録に関する条約及び勧告文を含む総会決議

1763 (XVII)及び2018 (XX)を想起し、

総会決議 2018 (XX) の本文第 4 節で設定された勧告の実施に関する報告
方式を歓迎し、

今会期のため、この問題について作成された事務総長報告 (E/CN.6/610
と Add, 1-2) 中の情報を満足をもって注目し、

多くの国が情報を提出できなかったこと、また、多くの国の法律や慣行が、
まだ婚姻の同意、最低年令及び登録に関する勧告の原則に従っていないことを
遺憾とし、

現在までにわずか 18 カ国が、1962 年の婚姻の同意、最低年令及び登録
に関する条約の当事国であることに注目し、

- 1 加盟国が、総会決議 2018 (XX) の本文第 4 節に従い婚姻の同意、最低
年令及び登録に関する勧告に規定された事項に関して国内の法律や慣行につ
いて事務総長に情報を提出するよう要請する。
- 2 婚姻の同意、最低年令及び登録に関する条約及び勧告において述べられた
原則に従い、法律や慣行の検討をまだ行っていない国に対し、これを行なう
よう要請する。
- 3 上記条約に署名、批准あるいは加入していない国連及び専門機関の加盟国
に、これを行なうよう勧告する。

決 議 婦人の教育の機会

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう、勧告する。

経済社会理事会は、

婦人の進歩のために、教育、科学及び文化が果す基本的役割を認め、

この分野において UNESCO によって行われた長期計画及びこの計画の実施
の最初の 2 カ年についての報告を感謝をもって注目し、

- 1 加盟国が少女や婦人に、教育、科学及び文化に、男子と等しい機会を与え
る問題に留意し、婦人が法制上、事実上男子と同等の立場で教育の恩恵
を受け、経済社会開発に十分貢献する機会を与えられることを保証するのに
必要なあらゆる措置をとるよう要請する。
- 2 さらに、加盟国が、とくに、識字、技術・職業教育、科学的研究、教員養
成、教育計画及び行政の分野で、少女や婦人に対する機会をのばすための技
術援助として、国連開発計画を利用するよう要請する。
- 3 加盟国が国の教育をすすめる上での優先事業の中で、婦人に男子と同等の

教育の機会を与える事業を行なうよう勧告する。

- 4 また加盟国が資格をもつ婦人教育者のより一層の訓練事業を行なうよう勧告する。
- 5 さらに、国連開発計画理事会が、婦人や少女の男子と同等の教育の機会に関する要求を、優先的に審議するよう勧告する。
- 6 UNESCOが国連の他の関係機関と協力し、婦人の進歩のための統一的長期国連計画と相呼応して、教育、科学及び文化に対する少女及び婦人に男子と同等の機会をつくる計画をさらに推進する方策を研究するよう要請する。

